

障害者相談窓口担当者の配置助成金

障害を持つ従業員のために合理的配慮に係る相談等に応じる者の増配置または委嘱をおこなう事業主を対象とした助成金で、以下の障害者と措置が対象になります。

▼対象障害者

- 身体障害者
- 知的障害者
- 精神障害者

▼対象の措置

1. 担当者の増配置

設置されている合理的配慮に係る相談窓口または当該窓口とは別に新設した相談窓口に職場適応援助者研修修了者等の障害者相談窓口担当者を配置する措置

2. 研修の受講

相談窓口担当者に障害者専門機関等がおこなう合理的配慮に係る研修を受講させる措置

3. 障害者専門機関等への委嘱

障害者専門機関等に合理的配慮に係る相談業務、苦情処理業務または事業主への助言・援助業務を委嘱する措置

出典：厚生労働省「障害者介助等助成金」

支給額

本助成金は、上記「対象となる経費」の「措置」に応じた次の1から3の額が支給されます。

なお、支給対象期間は1年となっており、支給対象期間終了後にまとめて支給されます。

1 担当者の増配置

(1) 増配置した担当者が合理的配慮に係る相談業務に専従する場合

月額8万円に担当者数（上限2名）と配置月数（最大6か月）を乗じた額

(2) 増配置した担当者が合理的配慮に係る相談業務以外にも従事する場合

月額1万円に担当者数（上限5名）と配置月数（中小企業：最大12か月、その他：最大6か月）を乗じた額

2 研修の受講

(1) 受講費

障害者専門機関等に受講費として支払った額に2/3を乗じた額（上限20万円）

(2) 賃金助成

時間額700円に受講した担当者数（上限10名）と受講時間（最大月10時間）を乗じた額

3 障害者専門機関等への委嘱

障害者専門機関等に委嘱（委託）経費として支払った額に2/3を乗じた額（上限月10万円かつ最大6か月）

厚生労働省「障害者介助等助成金」より、支給額